

## 登録電気工事業者・電気工事業廃止届必要書類（法第11条関係）

電気工事業を廃止したときは、「電気工事業廃止届出書」に下表の添付書類を添えて廃止の日から30日以内に届け出をすること。

番号		
①	電気工事業廃止届出書	○
②	登録証の原本	○

※1 欄内の○印が必要となる書類。

様式第12 (第8条)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 電気工事業廃止届出書

年 月 日

山梨県知事

殿

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電話番号 ( ) -

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適性化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業を廃止した年月日
- 3 事業を廃止した理由

---

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。